

様式 1 2

閲 (9) - 27



令和 6 年 8 月 13 日

茨城県知事 大井川和彦 殿



茨城県筑西市丙 59
医療法人 宮田医院

理事長 宮田 信之

電話 0296(22)2440

決 算 届

令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 5 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 宮田医院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県筑西市丙 59 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 6 年 8 月 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 6 年 8 月 29 日

(5) 役 員

	氏 名	備 考
理 事 長	宮田 信之	宮田医院 医師
理 事	宮田 秀夫	宮田医院 管理者
理 事	宮田 智子	宮田医院 看護師
監 事	宮田 彰	宮田外科医院医師(結城市)

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

〔別 紙〕

様式 1

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	宮田医院	0810611335	茨城県筑西市内 59 番地	一般病床 19床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	おばやし 診療所	0810610717	茨城県筑西市小林 467-1 番地	一般病床 0床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設	ごぎょうの里	0850680018	茨城県筑西市小林 467-1 番地	入所定員 100名 通所定員 37名
介護医 療院				入所定員 名 通所定員 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション「みやた 訪問看護ステーション」	茨城県筑西市丙 58 番地 3	
おばやし居宅介護支援事業所	茨城県筑西市小林 467-1 番地	
認知症対応型共同生活介護施設 グループホーム「なごみの家」	茨城県筑西市丙 56 番地 2	
老人デイサービス、老人短期入 所施設「桜づつみ」	茨城県筑西市小林 465-1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 令和 5 年 7 月 28 日 | 令和 4 年度決算の決定 |
| 令和 5 年 8 月 4 日 | 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃 | 令和 5 年度の借入金額の最高限度額の決定 |

様式1 2

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

様式 2

法人名 医療法人 宮田医院
 所在地 茨城県筑西市丙 5 9

※医療法人整理番号 □□□□□

財 産 目 錄
 (令和 6 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 領	957,752 千円
2. 負 債 領	226,654 千円
3. 純 資 産 領	731,097 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区分	金額
A 流動資産	405,846
B 固定資産	551,906
C 資産合計 (A+B)	957,752
D 負債合計	226,654
E 純資産 (C-D)	731,097

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3

法人名 医療法人 宮田医院
所在地 茨城県筑西市丙59

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 5月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	405,846	I 流動負債	182,462
現金及び預金	206,490	支払手形	
事業未収金	192,984	買掛金	21,975
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	3,737	未払金	124,514
徴収不能引当金	△1,157	未払費用	
前払費用	1,134	未払法人税等	7,503
その他の流動資産	2,657	未払消費税等	
II 固定資産	551,906	前受金	
1 有形固定資産	540,255	預り金	28,467
建物	403,525	前受収益	
構築物	4,679	○○引当金	
医療用器械備品	1,437	その他の流動負債	
その他の器械備品	11,323	II 固定負債	44,192
車両及び船舶	4,915	医療機関債	
土地	114,374	長期借入金	44,192
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		○○引当金	
2 無形固定資産	10,406	その他の固定負債	
借地権	8,174	負債合計	226,654
ソフトウェア	774	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,457	科 目	金 額
3 その他の資産	1,244	I 基 金	30,000
有価証券		II 積立金	701,097
長期貸付金		別途積立金	315,000
保有医療機関債		繰越利益剰余金	378,597
その他長期貸付金		繰越利益積立金	7,500
出資金	13	III 評価・換算差額等	
生命保険積立金		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産		純資産合計	731,097
資産合計	957,752	負債・純資産合計	957,752

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目削除すること。
4. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

様式 4

法人名 医療法人 宮田医院
所在地 茨城県筑西市丙 5 9

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和5年 6月 1日 至令和6年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本來業務事業損益		
1 事 業 収 益		1, 266, 832
2 事 業 費 用	1, 267, 123	
(1)事 業 費		
(2)本 部 費		
本來業務事業利益		△ 290
B 附帶業務事業損益		
1 事 業 収 益		
2 事 業 費 用		
附帶業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事 業 収 益		
2 事 業 費 用		
収益業務事業利益		
事 業 利 益		△ 290
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
その他の事業外収益	36, 917	36, 920
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	806	
その他の事業外費用	2, 118	2, 925
経 常 利 益		33, 704
IV 特 別 利 益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特 別 損 失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税 引 前 当 期 純 利 益		33, 704
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		7, 503
法 人 税 等 調 整 額		
当 期 純 利 益		26, 200

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

3. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人宮田医院
理事長 宮田信之 殿

私は、医療法人宮田医院の令和 5 会計年度（令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8 月 9 日

医療法人宮田医院

監事 宮田 彰